主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人抜山勇の上告趣意は、事実誤認、単なる法令違反の主張であり、被告人本人の上告趣意は、事実誤認、量刑不当の主張であつて、いずれも、刑訴法四〇五条の上告理由にあたらない。原判決が被告人に死刑を科した第一審判決の量刑を維持したのは、本件犯罪の情状に照らして、まことにやむをえないところと認められる。その他、記録を調べても、同法四一一条を適用すべきものとは認められない。

よつて、同法四一四条、三九六条、一八一条一項但書により、裁判官全員一致の 意見で、主文のとおり判決する。

検察官外村隆 公判出席

昭和四八年一二月一三日

最高裁判所第一小法廷

裁判	長裁判官	下	田	武	Ξ
	裁判官	大	隅	健一	郎
	裁判官	藤	林	益	Ξ
	裁判官	岸		盛	_
	裁判官	岸	上	康	夫